

商店街DX推進事業に係るQ&A			
No	質問	回答	備考
1	キャッシュレス決済端末等とはなにか	クレジットカード端末、複合端末、タブレット端末などキャッシュレス決済に使用可能な端末機器を言います。	
2	補助対象者に商工団体とあるが、商工団体の会員にタブレット端末を配布する際の経費も補助対象になるのか。	なりません。本事業における会員は、商店街の会員を指します。	
3	商店街会員店舗のうち1店舗でもキャッシュレス決済端末等を使えば、条件①「キャッシュレス決済端末等の活用を伴う」を満たしたことになるか。	なりません。商店街会員の半数以上が、キャッシュレス決済端末等を活用する必要があります。商工団体が実施主体の場合は、指定する商店街で会員の半数以上が、キャッシュレス決済端末等を使用する必要があります。要件によっては、特定の業種の会員を母数から除くことができます。	
4	実施主体が商工団体で複数の商店街が参加する場合、「商店街会員の半数以上」とは、参加商店街合算で半数以上となれば条件を満たしたことになるか。	そのとおりです。例えば、商工団体がA商店街(10会員)、B商店街(20会員)をとりまとめて事業参加する場合、15会員(30会員の半数)以上の店舗が参加すれば条件を満たします。	
5	「商店街会員の半数以上」について、会員にはすべての会員が含まれるのか。	含まれません。「半数以上」の算定において、主に下記の業種の会員を除くことができます。 ・申請時点で休業している店舗 ・医療、福祉施設 ・工場 ・事務所 ・新聞販売店 ・企業の事務所 ・公共施設 ・金融機関	
6	印刷したQRコードを店舗に置く形式もキャッシュレス決済端末等の活用に該当するか。	該当します。QRコードを置く形式は、データ確認等のために各店舗においてスマートフォンやタブレット端末を使うことが想定されるため。	
7	事業完了とは何を意味するか。	デジタルポイントカード導入であれば、ポイントカードシステム・機器の設置の完了を意味します。アプリを開発しデジタルスタンプラリーを実施するものであればスタンプラリーの実施完了を意味します。 いずれの事業においても、事業経費の支払いを終えるまでは事業が完了したことになりませんので注意してください。	
8	キャッシュレス決済端末等の購入費用は補助対象になるか。	補助対象になります。ただし単にキャッシュレス化するだけでなく、条件②「商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化につながる」を満たすために、DXの取組に使用する必要があります。	
9	ソフトウェアの更新・アップデートに係る費用は補助対象になるか。	補助対象になりません。契約期間終了に伴う単なる更新や、機能向上につながらない更新に係る費用は補助対象になりません。ただし、既存のスタンプアプリに、スタンプラリー機能やプッシュ通知機能を追加するなど、新しい機能を追加するために係る費用は補助対象になります。	
10	システム利用料は補助対象になるか。	・新たに導入した初年度分のみ補助対象になります。ただし令和6年2月末までに支払済みとなる分に限りです。 ・既に導入しているシステムの利用料は補助対象になりません。	